

# [事例集]



## 事 例 目 次

### （避難所外避難者の把握方法等に係る事例）

- 事例 2-(3)-① システムを用いて名簿等の情報を随時に更新している例  
避難行動要支援者名簿以外の独自の名簿を活用し把握することとしてい  
る・把握した例（避難生活が困難である者について独自の名簿を作成） …… 110
- 事例 2-(3)-② システムを用いて名簿等の情報を随時に更新している例  
避難所外避難者の把握に活用する名簿等に優先順位を設けている例（支援  
の必要度合いを表したスコアを算出） …… 111
- 事例 2-(3)-③ 避難所外避難者の把握に活用する名簿等に優先順位を設けている例（名簿  
等に優先対象の有無や優先度を記載） …… 114
- 事例 2-(3)-④ 避難所外避難者の把握に活用する名簿等に優先順位を設けている例（訪問  
時に活用する台帳に優先の有無を記載） …… 117
- 事例 2-(3)-⑤ 避難行動要支援者名簿以外の独自の名簿を活用し把握することとしてい  
る・把握した例（地域包括支援センターが災害対応のための名簿を作成） …… 119
- 事例 2-(3)-⑥ 避難行動要支援者名簿以外の独自の名簿を活用し把握することとしてい  
る・把握した例（発災当初の被害状況等を基に名簿を作成） …… 122

### （避難所外避難者への物資・情報提供に係る事例）

- 事例 2-(4)-① 避難所外避難者に対する物資・情報提供について工夫している例（地域包  
括支援センターと介護事業者が連携して物資の提供を実施） …… 123
- 事例 2-(4)-② 県が避難所外避難者への対応を盛り込んだ「市町村避難所運営マニュアル  
作成モデル」を策定している例 …… 124
- 事例 2-(4)-③ 避難所外避難者への支援のために具体的な取組を行っている例（マニユ  
アル改定（案）の検証訓練の実施） …… 125
- 事例 2-(4)-④ 避難所外避難者への支援のために具体的な取組を行っている例（避難所外  
避難者に対する支援拠点の整備（i）） …… 127
- 事例 2-(4)-⑤ 避難所外避難者への支援のために具体的な取組を行っている例（避難所外  
避難者に対する支援拠点の整備（ii）） …… 128

### （避難所外避難者への健康及び福祉上の支援に関する事例）

- 事例 2-(5)-① 災害時における保健師の活動体制の整備等を行っている例（過去の災害を  
踏まえ業務継続計画を改定） …… 129

事例 2-(5)-② 災害時における保健師の活動体制の整備等を行っている例（過去の災害を踏まえ保健師の役割等を含めたマニュアルを策定）	131
事例 2-(5)-③ 避難所外避難者の把握・支援に関し、地域内の福祉関係機関等と連携している例（福祉サービス事業者と協定を締結）	132
事例 2-(5)-④ 避難所外避難者の把握・支援に関し、地域内の福祉関係機関等と連携している例（条例により福祉サービス事業者の災害時の対応を規定）	134
事例 2-(5)-⑤ 災害時要配慮者の支援等について福祉専門職と連携している例	135

**（被災者に関する支援情報等の共有への対応に係る事例）**

事例 4-(2)-① 被災者台帳作成に向けた県による支援及び市町村による活用の例	137
事例 4-(2)-② 個人情報保護審議会に諮問することにより民間支援団体等と被災者の個人情報を含む支援情報を共有するとともに、将来の災害においても情報共有できるよう基準等を設定している例	138
事例 4-(2)-③ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例（被災者本人の同意を取得）	139
事例 4-(2)-④ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例（条例の解釈で対応）	141
事例 4-(2)-⑤ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例（個人情報保護に関する審議会に諮問）	143
事例 4-(2)-⑥ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例（委託業務の目的の範囲内）	146

事例 2-(3)-① システムを用いて名簿等の情報を随時に更新している例

避難行動要支援者名簿以外の独自の名簿を活用し把握することとしている・把握した例  
(避難生活が困難である者について独自の名簿を作成)

機関名	大分県大分市
-----	--------

【取組の内容】

1 避難所生活困難者リスト

大分市は、要配慮者のうち、災害が発生した際に避難行動は自身で行うことができるものの、事情により避難所での避難生活が困難であり、避難所以外で避難生活を過ごす者（以下「避難所生活困難者」という。）の存在が想定されるとし、避難所外避難者について保健師等による巡回健康相談を実施する際などに活用するため、平時から避難所生活困難者リストを作成している（図表）。

避難所生活困難者リストは、大分市が運用している避難行動要支援者システム（避難行動要支援者名簿の作成や管理、運用を行うためのもの）から、対象者の情報を抽出したものである。同リストの対象者は、妊産婦、新生児、人工透析患者、人工呼吸器使用者及び消化器系難病の患者となっており、この区分ごとにリストが作成される。同リストは、災害時にシステムやサーバーが使用できなくなった場合に備えて、PDFファイルでも管理されている。

2 名簿情報の更新

避難所生活困難者リストの情報元である避難行動要支援者システムは、住民基本台帳の情報と福祉関係各課の持つ情報を集約するシステムとなっている。住民基本台帳の情報は毎日更新、福祉関係各課から提供される要介護者や身体障害者等の情報は毎月1回更新している。このため、災害時に同システムが使用可能であれば、最新の情報を基に避難所生活困難者リストを作成することが可能となっている。

なお、避難所生活困難者リストのPDFファイルは、月に1回更新している。

3 個人情報保護条例上の対応

避難所生活困難者リストは、通常業務で使用している情報を集約した避難行動要支援者システムから抽出して作成しているため、大分市は、同リストの作成が、個人情報の目的外利用に該当すると判断し、大分市個人情報保護審査会の類似の答申を参考に、同市は、庁内での内部利用のみに限定し、同リストを使用することとしている。

図表 避難所生活困難者リストの概要

区分	内容
担当部局	関係各課
対象者の把握方法	関係各課が通常業務において収集
対象者	妊産婦、新生児、人工呼吸器使用者、人工透析患者、消化器系難病患者
記載する情報	氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、対象となる理由
更新頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者システム内の住民基本台帳情報は毎日更新、要介護者や身体障害者等の情報は毎月1回更新</li> <li>PDFファイルは月1回更新</li> </ul>

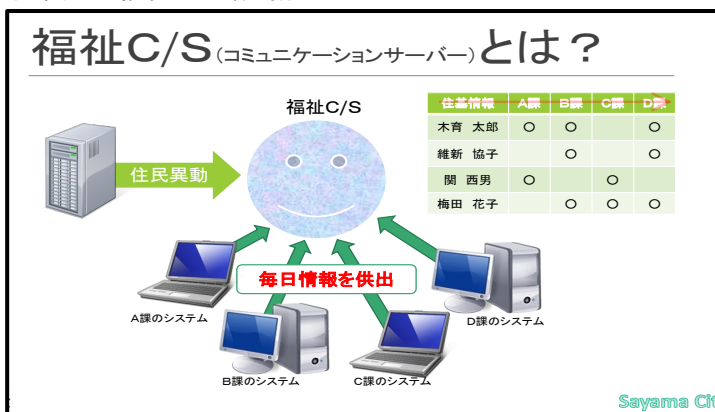
(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(3)-② システムを用いて名簿等の情報を随時に更新している例

避難所外避難者の把握に活用する名簿等に優先順位を設けている例（支援の必要度合いを表したスコアを算出）

	機関名	埼玉県狭山市
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <p>狭山市は、災害時における被災者の救助や支援において、被災者支援システムを活用することとしており、その中で避難所外避難者の把握も行うこととしている。同システムは、住民基本台帳及び各課の福祉情報を集約している福祉コミュニケーションサーバー（以下「福祉CS」という。）と連携しており、これらの情報が更新されると同システム内の情報も更新される仕組みとなっている。また、同市は、連携する福祉情報を活用して設けた優先順位を基に、被災者の救助や支援を行うこととしている。</p> <p><b>2 狭山市が構築する被災者支援システム等の概要</b></p> <p><b>(1) 被災者支援システム</b></p> <p>平成 27 年に発生した関東・東北豪雨災害において、鬼怒川の氾濫により多大な被害が発生したことを受け、一級河川が貫流する狭山市においても、災害への更なる備えが急務となったことから、被災者支援システムの機能の拡張を行った。</p> <p>具体的には、<u>被災者支援システムと住民基本台帳の情報とを連携し、また、同システムに、所有する都市計画図や航空写真のデータのセットアップを行った。これにより、住民基本台帳の情報と地図情報をひも付けて、システム内の地図上に住民基本台帳の情報を表示させる視覚化が可能となった。</u>また、併せて同システムが有する被災予測機能を活用すれば、被害が予想されるエリアの住民基本台帳の情報を抽出することも可能となった。狭山市は、これらの機能を活用し、被災者の救助や支援を行うこととしている。</p> <p>実際に、平成 28 年 8 月の台風第 9 号による浸水被害の際には、被災者支援システムの機能を活用し、家屋の被害状況調査に地図付きの調査票を用いることにより、迅速かつ的確な被災者支援の一助となったとしている（狭山市の被災者支援システムについては報告書図表 4-⑥参照）。</p> <p><b>(2) 福祉CS</b></p> <p>福祉CSとは、市内の福祉関係課がそれぞれで管理するシステム内の福祉情報を集約するため、狭山市が独自に導入したものである。福祉CSは、住民基本台帳の情報と連携しており、このサーバー上で、宛名番号（注）によって各福祉情報と住民基本台帳の情報がひも付けられたデータベースが構築される（図表 1）。<u>ひも付けられる福祉情報は、介護認定や難病患者福祉手当、障害児福祉手当等 35 の支援に及ぶ。</u>市内では、このデータベースを基に整理された住民の各福祉支援の有無を閲覧できる仕組みとなっている。</p> <p>また、福祉CSは、世帯構成や集約された各種制度・サービスの利用状況等の福祉情報を基に、福祉CSに設定した独自の基準に従って、個人及び世帯ごとに、支援の必要度合いを自動的に「スコア化」することも可能となっている。</p> <p>（注） 地方公共団体が保有しているシステムの中で、個人や法人を識別するために付番されている番号であり、地方公共団体内のみで用いられているものである。</p>		

図表 1 福祉CS概略図



(注) 狭山市の資料による。

## 2 被災者支援システムと福祉CSの連携

被災者支援システム及び福祉CSは、いずれも住民基本台帳の情報に基づいたシステムであるため、宛名番号を利用し、被災者支援システムに福祉CSの情報を連携させている。住民基本台帳や福祉関係各課が管理するシステム内の情報を更新すると、被災者支援システムにおいても情報が更新される仕組みとなっており、これらの情報は、ほぼ毎日更新されている。

狭山市では、福祉CSにより作成、共有される情報のうち、支援の必要度合いを示すスコア及び必要支援者情報（災害時に支援が必要であると自ら意思表示した者の情報）を被災者支援システムに連携させており、このうち、スコアについては、被災者支援における優先順位付け等の客観的な指標の一つとして活用することとしている。

この連携により、被災者システム内の地図情報に、住民情報と併せて、スコア及び必要支援者情報も反映されているため、発災時の安否確認・支援においては、優先度の高い住民から迅速に行うことができることとしている（図表2、3）。

今後、狭山市は、その他の福祉CS内の情報（障害の種類・程度、サービス利用状況等）についても被災者支援システムと連携させ、災害時における高齢者や障害者への見守り支援などの被災者支援に活用していくことを検討している。

図表 2 福祉CSと連携後の被災者支援システム画面①

No.	要援種	氏名	年齢	性別	状況	続柄	住所
1		えびの 健夫		男		世帯主	
2		えびの 裕生		女		妻	
3		えびの 美穂		女		子	
4		えびの 瑞穂		女		子	
5		坂本 仁美		女	妊	世帯主の妻	
6		坂本 隆		男		世帯主	
7		杉本 前		男		世帯主	
8		杉本 伊織		女		妻	
9		竹田 美穂		男		世帯主	
10		高橋 美穂		女		世帯主の子	
11		高橋 隆		男	障	世帯主の子	

高齢者     乳幼児     妊婦     障害者  
 1人    65歳以上: 71人    10歳以下: 16人    3人    4人

(注) 狭山市の資料（システム画面の見本）による。

図表3 福祉CSと連携後の被災者支援システム画面②

33	行芳 咲菜	女	子	一覧保存	非表示	閉じる
34	●C5(D) 白田 翔馬	男	世帯主			
(11)	●D3(D) 白田 夢乃					
36	白田 夢乃					
(12)	37 D3(D) 和歌山 隆志					
38	(D) 和歌山 隆志					
39	(D) 和歌山 隆志					
40	D3(D) 和歌山 真由					
(13)	41 アヤベ リサ					
42	(D) 高野 隆志					
(14)	43 C10(D) 高野 富子					
44	白田 洗希					
総人数		<input type="checkbox"/> 要支援者				
176人		6人	65			

●    **C**    **5**    **(D)**

↑    ↑    ↑    ↑

個人支援レベル  
個人支援スコア詳細  
世帯支援レベル  
避難行動支援の希望者

(注) 狭山市の資料（システム画面の見本）による。

### 3 避難所外避難者の把握

狭山市は、避難所外避難者の把握に当たって、被災者支援システム及び福祉CSで作成されるスコアを活用することを想定している。その手順は、以下のi) からiii) のとおりである。

- i) 災害時に、被災者支援システムを用いて、各避難所に避難すると想定されるエリアの住民全員をリストアップ
- ii) 各避難所に避難した住民を当該リストから除外
- iii) 当該リストに残った者を避難所外避難者とし、スコアを基に優先順位を設け、救助や支援を実施



事例 2-(3)-③ 避難所外避難者の把握に活用する名簿等に優先順位を設けている例

(名簿等に優先対象の有無や優先度を記載)

		機関名	愛知県名古屋市
<b>【取組の内容】</b>			
<b>1 避難行動要支援者名簿</b>			
<p>名古屋市は、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、<u>要介護 3 以上、身体障害者手帳 2 級以上（体幹、下肢、視覚、聴覚単体）、愛護手帳（療育手帳）2 度以上を安否確認優先対象者とし、その旨を同名簿に記載している（図表 1）</u>。同市は、発災直後に、同名簿を活用し、市職員と地域住民等で、<u>安否確認や実態調査、ニーズ把握を実施</u>としている。</p> <p>(参考) 名古屋市避難行動要支援者名簿掲載者 28 万 3,429 人（平成 30 年 12 月末現在） うち安否確認優先対象者 4 万 9,299 人（うち情報提供同意者 2 万 4,704 人）</p>			
<b>図表 1 避難行動要支援者名簿の掲載対象者及び安否確認優先対象者</b>			
優先対象者	避難行動要支援者名簿掲載対象者		
	ひとり暮らし高齢者（65 歳以上のひとり暮らし高齢者）		
	高齢者のみ世帯（75 歳以上の高齢者のみ世帯の構成員）		
○ ※	介護保険サービス対象者（要支援、要介護の認定を受けている者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者） ※安否確認優先対象者は要介護 3 以上		
○ ※	身体障害者（身体障害者手帳所持者） ※安否確認優先対象者は身体障害者手帳 2 級以上（体幹、下肢、視覚、聴覚単体）		
○ ※	知的障害者（愛護手帳所持者） ※安否確認優先対象者は愛護手帳 2 度以上		
	精神障害者（精神保健福祉手帳 1 級所持者及び障害者総合支援法による居宅介護受給者並びに移動支接受給者）		
	難病患者のうち次に掲げる者 (ア) 難病患者のうち、神経・筋疾患、循環器系疾患、骨・関節系疾患、呼吸器系疾患及び主症状に中枢神経障害又は精神症状・運動発達遅滞等の症状が含まれている疾病による特定医療費受給者証所持者 (イ) スモン、劇症肝炎、プリオン病、重症急性膵炎による愛知県特定疾患医療給付事業対象者 (ウ) 障害者総合支援法による居宅介護受給者		
	上記以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者		
(注) 当省の調査結果による。			

## 2 災害時要援護者登録台帳

名古屋市は、各保健センターにおいて、同市の「大規模災害における保健師の活動マニュアル（平成27年3月改訂）」に基づき、災害時に保健師の専門的な援助が必要な者の病名や医療機器等の情報を記載した「災害時要援護者登録台帳」を作成しており、同台帳では、対象者ごとに、災害時の支援優先度を付している。

支援優先度は、災害時に、より早期に介入しないと命に関わる者を最優先として、優先度が高い方からA～Cランク（注）の3段階となっている（図表2）。各保健センターは、発災直後に、この支援優先度が高い者から、保健師による戸別訪問や地域巡回活動を行うこととしている。

なお、避難行動要支援者名簿（上記1参照）は、各種行政サービス利用者のデータを活用したシステムを基に作成されるが、各保健センターでは、各種行政サービスの未利用者にも災害時の要援護者が存在するとの考えから、災害時要援護者登録台帳の作成に当たっては、各種行政サービスの利用の有無にかかわらず、対象者を把握することとしている。

（注） 大規模災害が発生した際に、各保健センターの保健師等が行う、対象者の健康及び生活への影響を最小限にするための自助への支援並びに健康及び生活の困りごとへの支援を併せた援助の優先順位

図表2 災害時要援護者登録台帳における災害時の支援優先度

ランク	対象者	具体的な例
A	① 医療依存度が高い人	① 人工呼吸器装着者、在宅酸素療法を行っている者等常時医療機器が必要な人／人工透析患者
B	② 自力での移動が困難な人	② 認知症、がんターミナル等寝たきりの人（障害老人の日常生活自立度：寝たきり度ランク C・Bの人）
C	③ 被虐待者及び家族力が弱い家庭 ④ 自閉症等の発達障害があり、避難所等での集団生活が困難な人 ⑤ 長期治療を要する患者のうち、支援が必要な人 ⑥ 自力で情報収集、情報伝達することが困難な人	③ 児童、高齢者、障害者等被虐待者／養育者が精神・知的障害者等で乳幼児のいる家庭／ほか、多問題を抱える家庭 ④ 認知症のある人、精神障害者、発達障害児 ⑤ 糖尿病インシュリン治療患者／人工肛門患者／結核治療中患者／難病患者／食物アレルギー患者 ⑥ 聴覚・視覚障害者／外国人

（注）名古屋市の資料に基づき、当省が作成した。

（参考）掲載者数 4,500 人（平成 30 年 1 月現在）

うちAランク…432人、Bランク…920人、Cランク…3,148人

### 3 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者登録台帳の対象者について

名古屋市は、災害時要援護者登録台帳の対象者について、避難行動要支援者名簿への掲載の有無にかかわらず、同台帳に掲載することとしているため、双方に重複して掲載される対象者も存在するとしている。名古屋市は、このことについて、災害の状況によっては、保健師の手が回らない場合も想定されるため、把握漏れを防ぐ観点から、双方の取組で安否確認が重複しても問題ないと考えている。

なお、名古屋市は、上記 1 の「避難行動要支援者名簿を活用した安否確認及びニーズ把握」及び 2 の「災害時要援護者登録台帳を活用した戸別訪問及び巡回活動」は、いずれも他方の取組の結果を共有する仕組みとなっていないものの、例えば、避難行動要支援者名簿を活用した取組の結果、保健師による支援が必要となった場合には保健師部局に対応を依頼するなど、必要に応じて、それぞれの取組を所管する部局が連絡を取り合い、対応することとしている。

事例 2-(3)-④ 避難所外避難者の把握に活用する名簿等に優先順位を設けている例

(訪問時に活用する台帳に優先の有無を記載)

	機関名	静岡県静岡市
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p>静岡市各保健福祉センターでは、<u>妊産婦、乳幼児、介護保険認定者、寝たきりの者等に関する地域住民からの情報や健康診査、健康相談等において把握した情報を基に、毎年度当初に「家庭訪問台帳」を作成し、訪問活動を行っている（図表）。</u></p> <p>この家庭訪問台帳には、対象者の属性情報（妊産婦や介護保険認定者等であること）や氏名、電話番号等の共通情報、訪問の結果等を記載するとともに、<u>災害時に対応が必要な者かどうか判別するための欄が設けられており、担当保健師が、災害時に対応が必要と判断した者については、同欄にチェックを記載することとされている。</u>各保健福祉センターは、<u>災害時に対応が必要な者として、i) 地域や家族間の縁故関係が薄く保健師の訪問以外の行政サービスを自ら受け入れない者、ii) 各種制度の狭間にあり行政サービスを受けることができないため保健師が単独で支援している者等が対象であるとしている。</u></p> <p>静岡市各保健福祉センターでは、災害発生時には、保健師が家庭訪問台帳を基に、安否確認を行うとともに、対象者の被害状況等の把握を行い、その後の支援につなげていくことを想定している。</p>		
<p><b>図表 家庭訪問台帳の概要</b></p>		
区分	内容	
担当部局	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり課及び各区健康支援課	
作成方法	地域及び関係機関からの情報や健康診査、健康相談などで把握した属性に該当する者を地区担当保健師の判断により登録	
対象者の属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊婦・産婦</li> <li>② 乳児</li> <li>③ 幼児</li> <li>④ 健診の未受診者</li> <li>⑤ 被虐待児</li> <li>⑥ 乳幼児の親・母子その他</li> <li>⑦ 学童・思春期</li> <li>⑧ 特定保健指導対象者</li> <li>⑨ 要指導・個別健康教育・閉じこもり・介護家族・寝たきり・認知症・成人その他</li> <li>⑩ 一次予防対象者・二次予防対象者・高齢被虐待者</li> <li>⑪ 介護保険認定者</li> <li>⑫ 精神・難病・感染症・障害等地域及び関係機関からの情報や健康診査、健康相談で把握した保健師が訪問したほうがよいと思われる者</li> </ul>	
掲載する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 把握月</li> <li>② 氏名</li> <li>③ 生年月日</li> <li>④ 年齢</li> </ul>	

	⑤ 電話 ⑥ 面接 ⑦ 訪問回数（在・不在・計） ⑧ 年度末状況（訪問・面接終了、訪問・面接以外、終了） ⑨ 災害（災害時に対応を要する人に印を付ける） <u> </u>
掲載者数	15,355 人（平成 30 年 3 月 31 日現在） うち災害欄にチェックの付いている者 161 人（平成 30 年 8 月 30 日現在）
更新頻度	毎年度当初に新たに作成し、随時更新
(注) 1 当省の調査結果による。 2 下線は当省が付した。	

事例 2-(3)-⑤ 避難行動要支援者名簿以外の独自の名簿を活用し把握することとしている・把握した例  
(地域包括支援センターが災害対応のための名簿を作成)

機関名	北海道釧路市、宮城県仙台市
-----	---------------

【取組の内容】

○ 北海道釧路市

釧路市の地域包括支援センターは、市と協議の上、避難行動要支援者の安否確認に関する「初動期災害対応マニュアル」（平成30年7月1日修正）を策定している。同マニュアルでは、災害時に避難行動要支援者の安否確認を行うため、地域包括支援センターが、平常時から対象者を把握し、名簿を作成することとされている。また、災害時は、同名簿を基に、避難状況を含めた安否確認等を行うこととされている（図表1）。

図表1 初動期災害対応マニュアル（平成30年7月1日修正）＜抜粋＞

2. 災害時虚弱高齢者の把握

- ★ 地域包括支援センターにおける災害時の第一義的役割は、地域の要援護高齢者などの災害弱者に対する安否確認であり、その対象者を平常時から把握しておく必要がある。そのためには、関係機関との連携のもと、日頃から緊急時に備えて「避難行動要支援者安否確認連名簿」及び「避難行動要支援者安否確認連名簿（予防支援業務委託分）」により対象者の把握と役割分担に努めておく。
- ★ 「避難行動要支援者安否確認連名簿」及び「避難行動要支援者安否確認連名簿（予防支援業務委託分）」は対象者の把握を行ったつど整備し、緊急時に対応できるよう万全を期すよう努める。

3. 安否確認及び避難誘導

- ★ 最新の「避難行動要支援者安否確認連名簿」を基に、電話による安否確認や被害状況の把握及び避難誘導を行い、その結果を速やかに介護高齢課へ報告する。

(注) 下線は当省が付した。

地域包括支援センターが作成する避難行動要支援者安否確認連名簿は、地域包括支援センター利用者（要支援2以下の高齢者）のうち、単身や高齢者のみの世帯など、災害発生時に安否確認をケアマネジャー等が行うべきと判断した者を対象者としている（図表2）。

図表 2 避難行動要支援者安否確認連名簿の概要

区分	内容
担当	地域包括支援センター（及び市福祉部介護高齢課）
整備方法	旧釧路市内 5 か所の地域包括支援センターにおいて、各センターのケアマネジャー等が平時の業務を基に作成
対象者	<u>地域包括支援センター利用者（要支援 2 以下の高齢者）のうち、単身や高齢者のみの世帯など、災害発生時の安否確認や避難誘導をケアマネジャー等が行うべきと判断した者</u> （同居家族等が災害時の安否確認を行うことができる者は除く。）
記載情報	（平時）氏名、住所、電話番号、地域包括支援センターのサービス利用の有無、世帯区分、家族の連絡先、サービス提供事業者 （災害時）安否確認を行った月日及び確認内容等
掲載者数	296 人（平成 30 年 12 月末時点）
更新頻度	随時更新（対象者把握の都度） 名簿は年 2 回（6 月・12 月末）、市福祉部介護高齢課に提出
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>基本的には市福祉部地域福祉課が整備する避難行動要支援者名簿の対象者とは異なる（重複する場合あり）。</u></li> <li>・ 掲載者のうち、居宅介護支援事業所にケアプランの作成を委託している者については、当該事業所が災害時の安否確認を実施する。</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

## ○ 宮城県仙台市

仙台市は、地域包括支援センターが災害時に取り組むべき内容を規定した「仙台市地域包括支援センター災害時対応ガイドライン」（第 3 版改訂 4 版）（図表 3。以下「ガイドライン」という。）を策定し、地域包括支援センター運営事業委託実施仕様書において、地域包括支援センターに対し、災害時には、ガイドラインに基づき対応することを求めている。

ガイドラインでは、地域包括支援センターが把握している高齢者のうち、災害時に民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援等が及ばない可能性があり、地域包括支援センターの支援が必要と見込まれる者のリストを整備することとされている。また、災害時は、同リスト等に基づき、避難所又は在宅での避難生活での問題等の把握を含めた安否確認や自宅で生活する高齢者の見守り体制を構築することとされている。

このガイドラインに基づき、仙台市社会福祉協議会が受託する五橋地域包括支援センターでは、災害時安否確認リストを整備している。同リストの対象者は、平時に同センターと何らかの形で接触があった者（サービスの利用有無にかかわらず、相談のみも含む。）のうち、担当者が災害時に支援が必要と判断した者（具体的な基準等は定めず担当者の個別判断）としており、発災時には、同リストを基に、地域包括支援センター職員が可能な範囲で安否確認を実施することとしている。

図表3 仙台市地域包括支援センター災害時対応ガイドライン（第3版改訂4版）＜抜粋＞

## I 平常時の防災対策

### (4) 災害時要援護者の支援に向けた取組

#### ②センターの支援が必要と見込まれる高齢者のリストの作成

- ・各センターにおいては、把握している地域の高齢者のうち、上記の支援が及ばない可能性があり、センターの支援が必要と見込まれる者をリスト化し、安否確認を行うことができる体制を整える。 リスト作成に当たっては、個別に作成してもよいが、既存の利用者リストを活用するなどして効率的な作成方法をとっても差し支えない。リストには、緊急連絡先として携帯電話番号を把握したり、対象者の住所の地図を添付することで、安否確認が行える。

## II 災害時の対応

### ◇フェーズ0 初動対応（概ね災害発生後24時間以内）

#### ②センターの支援が必要と見込まれる高齢者への安否確認・傷病者等への対応

- ・被災状況や避難所・在宅における生活上の困難さを確認し、必要な支援を行うため、センターの支援が必要と見込まれる高齢者のリスト等に基づき、可能な範囲内で安否確認を行う。 なお、安否確認を行う際は、可能な範囲で町内会や民生委員による安否確認の状況と突き合わせ、効率的に行う。
- ・安否確認を行う際には、単なる生死の確認ではなく、次の支援につなげる観点から必要な情報収集を行うことが重要であり、必要に応じて別紙様式「災害時安否確認チェックシート」を参考に、必要な情報収集を行う。
- ・安否確認の結果、支援が必要な方には継続支援を行う。また、支援が必要な方が避難所に移動する際など、必要に応じて把握した情報を他の支援者と共有し、適切な支援につなげる。

#### ③健康相談の実施と支援

- ・避難所への移動が困難、認知症状により避難所での生活に不安がある等の理由により、避難所へ行かず自宅で生活する高齢者の確認と、民生委員や担当ケアマネジャー等と協力して見守る体制の構築に努める。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「II 災害時の対応 ◇フェーズ1 緊急対策 ―生命・安全の確保（概ね2～3日目）」においてもフェーズ0と同内容の記載あり。



事例 2-(3)-⑥ 避難行動要支援者名簿以外の独自の名簿を活用し把握することとしている・把握した例  
 (発災当初の被害状況等を基に名簿を作成)

機関名	大分県佐伯市
-----	--------

**【取組の内容】**

**1 経緯**

佐伯市は、平成 29 年 9 月に台風による被害を受けた際に、保健師による自宅等への戸別訪問を行っている。同市は、戸別訪問の方法等の検討において、被害状況の現地調査である応急調査（2 応急調査を参照）で作成した名簿が存在することを知り、同名簿には、地区名、氏名、住所、電話番号、被害の程度等の戸別訪問に必要な情報がそろっていたことから、同名簿を活用し戸別訪問を行うこととした。

**2 応急調査**

佐伯市は、災害発生直後に、被害状況の把握を行う現地調査として、応急対策部応急調査班による応急被害状況調査を行い、被害を受けた者の名簿を作成することとしている（図表）。同市は、平成 29 年 9 月の台風による被害を受けた際には、職員が被害地区の区長とともに、被害が発生したと思われる家屋を訪問する形で同調査を行い、計 15 地区 674 戸分（被災（平成 29 年 9 月 17 日）から 4 週間後の時点）の名簿を作成した。

図表 佐伯市における応急調査の概要

区分	応急被害状況調査（住家被害認定調査を除く。）
担当	応急対策部応急調査班
調査事項	ア 死者 イ 行方不明者 ウ 負傷者 エ 建物被害の有無（被害状況の写真撮影） オ その他、災害対策本部の指示によるもの

（注）佐伯市の資料に基づき、当省が作成した。

**3 保健師による戸別訪問**

佐伯市は、応急調査で作成された名簿に基づき、15 地区 674 戸に対し、保健師による自宅等への戸別訪問を行い、家族全員の健康状態や治療状況、心配事等を把握した。

佐伯市は、保健師の戸別訪問において、応急調査の名簿を活用することについて、迅速に戸別訪問を行う観点から、同名簿は、戸別訪問に必要な情報がそろっており、また、被害の程度を把握した上で訪問することのできるため、有効であったとしている。

事例 2-(4)-① 避難所外避難者に対する物資・情報提供について工夫している例  
 (地域包括支援センターと介護事業者が連携して物資の提供を実施)

	機関名	福岡県朝倉市
--	-----	--------

**【取組の内容】**

朝倉市は、平成 29 年 7 月九州北部豪雨において、発生から 1 週間後に、指定避難所等の避難者及び避難所外避難者のニーズの把握方法や、支援の役割分担等を取り決めることを目的として、一般社団法人朝倉医師会介護支援センター及び市内 3 地区の地域包括支援センターと「医師会・包括・市合同会議」を設置した。

「医師会・包括・市合同会議」は、要支援・要介護認定者のうち、避難所に避難せず自宅で生活している高齢者（以下「支援対象者」という。）に必要な物資を漏れなく届けることができない状況が生じていることを踏まえ、介護保険事業者の団体に対して、指定避難所と同様に日用品等の必要な物資が支援対象者に届くよう協力を要請した。これにより、介護保険事業者は、ケアマネジャーを活用して支援対象者が必要とする物資を把握し、当該物資を自宅に届けた（図表）。

**図表 支援対象者に対する物資支援の概要**

区 分	取 組 等 の 具 体 的 内 容
対象者	朝倉市に居住し、被災した要支援・要介護認定者で、集団生活に不安を感じるなどの理由で被災後も自宅で生活している高齢者
物 資	指定避難所に保管されている介護用オムツ、タオル、ティッシュ等
期 間	平成 29 年 7 月 24 日から 10 月頃まで（指定避難所に物資が保管されていた期間）
物資の提供方法	① ケアマネジャーが、支援対象者が必要とする支援物資を聞き出し、地域包括支援センターに支援物資依頼表を F A X で送信 ② 地域包括支援センターが、朝倉市に連絡し、了承を得た上で支援物資を受け取り、朝倉医師会介護支援センターに運搬 ③ ケアマネジャーが同介護支援センターに物資を取りに行き、支援対象者の自宅に支援物資を運搬

（注）当省の調査結果による。

**（朝倉市の意見）**

今後、災害が発生した場合においても、同様の取組を活用し、在宅での生活を送らざるを得なくなった高齢者に対して物資を届けたいと考えている。

事例 2-(4)-② 県が避難所外避難者への対応を盛り込んだ「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を策定している例

機関名	岩手県、岩手県大船渡市、岩手県岩泉町
-----	--------------------

【取組の内容】

岩手県は、東日本大震災の発生時に、避難所外避難者への物資供給等が不十分、状況把握が困難であった教訓を踏まえ、平成26年3月に、市町村が避難所の運営に関するマニュアルを策定する際の参考となるよう、避難所運営担当の行政職員や運営に協力する避難者等の活動内容、避難所運営において配慮すべき点等をまとめた「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」（以下「作成モデル」という。）を策定している。

作成モデルは、避難所外避難者の把握等について、自主防災組織（町内会等）単位で避難所外避難者をグループ化させ、避難所運営本部が、当該グループを通じて、在宅避難者名簿（図表）の作成、支援の要否の把握、食料・物資の配布、情報伝達を実施することとしている。

令和2年1月時点において、県内22市町村が、作成モデルを踏まえて避難所運営マニュアルを策定しており、調査した2市町（大船渡市、岩泉町）では、県が示した「在宅避難者名簿」（図表）を利用することとしている。

また、例えば、大船渡市では、避難所運営マニュアルにおいて、避難所を在宅避難者の物資及び情報の受取拠点として位置付け、「在宅避難者名簿」により避難所外避難者（車やテントで生活している者も含む。）の居所情報や配慮が必要な事項等を把握し、避難所を通じて、食料及び物資を配布することとしている。また、高齢者等の要配慮者の配慮事項を把握し、福祉避難所への搬送やケアを行うためのボランティア派遣要請等を行うこととしている。

図表 在宅避難者名簿

【様式2-2：在宅避難者名簿】													所属自治会				
入所年月日		年 月 日															
ふりがな 記入者氏名					家屋の 被害 状況		居住の可否(可・否)										
							全壊・半壊・一部損壊・被害なし (半壊・一部損壊の場合)：寝泊りできる・寝泊りできない・わからない 断水・停電・ガス停止・電話不通										
住 所																	
電話番号		携帯番号															
区分	氏 名	電話番号	続柄 又は 関係	性別	生年月日	年齢	職 業 (勤務先、 学校・学年)	資格・ 特技等	配慮の区分				安否確認			備 考	
									要介護 高齢者	障がい 者	妊産婦	その他	無 事	不 明	死 亡		
家 族			世帯主														
受 入 避 難 者																	
不足している物資等 ・食料 ・衣料品 ・生活用品 ・台所用品																	
特に支援を要すること（通院治療、服薬、福祉サービスの利用など）																	

(注) 市町村避難所運営マニュアル作成モデルより引用した。

事例 2-(4)-③ 避難所外避難者への支援のために具体的な取組を行っている例  
 (マニュアル改定(案)の検証訓練の実施)

機関名	愛知県
-----	-----

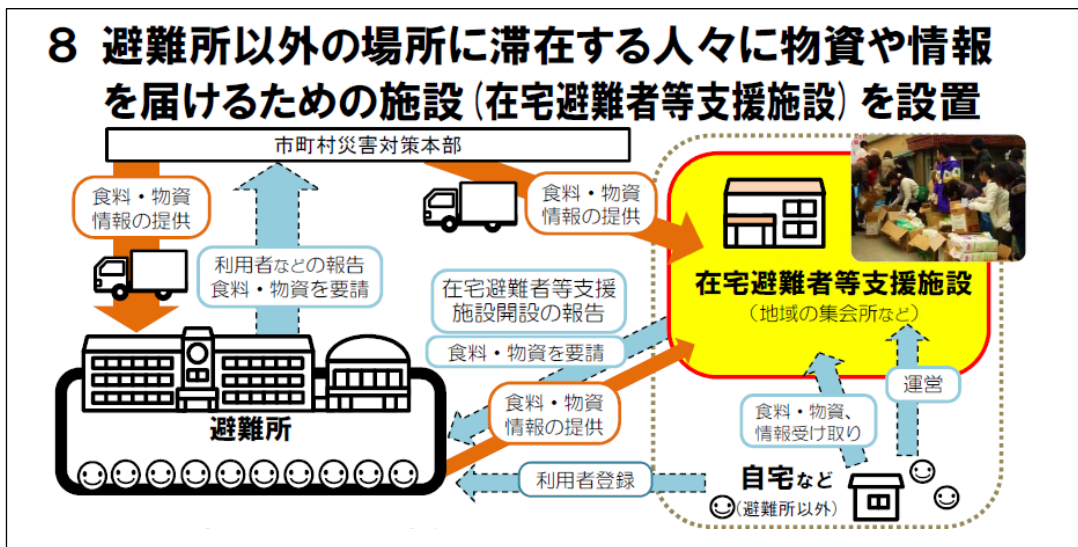
【取組の内容】

1 平成 27 年 3 月における避難所運営マニュアルの改定

愛知県は、平成 25 年の災害対策基本法の改正や内閣府による「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成 25 年 8 月)の策定により、避難所の生活環境の整備や避難所外避難者への支援等が求められたことを踏まえて、平成 27 年 3 月に、市町村や地域における避難所ごとのマニュアル作成の参考となるべき指針として標準的な事項をまとめた「愛知県避難所運営マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を改定し、避難所外避難者に物資や情報を届けるための施設として「在宅避難者等支援施設」(図表 1)の設置を規定した。同施設は、公民館やコミュニティセンター、学習等供用施設、集会所、企業等が想定されている。

図表 1 在宅避難者等支援施設の概要

1 概要図



2 業務内容

- ・ 運営体制の確立
- ・ 食料・物資の配給
- ・ 食料・物資の配給に必要な場所などの確保
- ・ 食料・物資の保管
- ・ 利用者の把握
- ・ 情報の提供
- ・ 食料・物資の必要数の報告と受け取り
- ・ 在宅避難者等支援施設の閉鎖

3 運営者

施設の管理者や住民

(注) 1 マニュアルを基に、当省が作成した。

2 業務内容については、平成 30 年 3 月のマニュアル改定時に明確化されたものである。

## 2 平成 30 年 3 月における避難所運営マニュアルの改定

愛知県は、熊本地震で避難所外避難者への支援対策が課題となったことを踏まえて、避難所外避難者の支援対策の見直しを含むマニュアルの改定を行うため、事前に作成したマニュアル改定（案）の内容を検証することとし、津波被害による避難所外避難者の発生が想定される豊橋市との共催により、平成 30 年 1 月に、避難所外避難者の情報及び支援ニーズの把握並びに避難所外避難者への支援方法の検討を主な訓練内容とする災害図上訓練を実施した（図表 2）。

図表 2 災害図上訓練の概要

区 分	内 容
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所外避難者の情報及び支援ニーズの把握</li> <li>・ 避難所外避難者への支援方法の検討</li> </ul>
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊橋市福祉政策課、防災危機管理課</li> <li>・ 愛知県防災局災害対策課</li> <li>・ 有識者</li> </ul>
参加者の役割	i) 市職員の位置付け 2 班に分かれ、2 つの小学校（各小学校は校区内の唯一の指定避難所という想定）の避難所運営支援を担当 ii) 市職員の任務 (ア) 県職員から付与される情報に対し、マニュアル改定（案）の手順を参考に避難所外避難者等の支援方法を検討 (イ) 避難所外避難者等の支援方法を発表 (注) 避難所外避難者の食料・物資等を配布する避難所以外の施設（在宅避難者等支援施設）の設置の検討（設置しないという対応を含む。）を必須要件とする。訓練では、マニュアル改定（案）にない対応も可とする。
有識者講評・フィードバック	市職員の発表について、有識者や県職員と意見交換

(注) 当省の調査結果による。

愛知県は、訓練の結果、平成 30 年 3 月に、マニュアルに、i) 「在宅避難者等支援施設」の運営体制を検討することを明記し、ii) 「在宅避難者等支援施設」における具体的な業務内容を新たに追加した。

事例 2-(4)-④ 避難所外避難者への支援のために具体的な取組を行っている例

(避難所外避難者に対する支援拠点の整備 (i))

	機関名	東京都三鷹市
--	-----	--------

**【取組の内容】**

三鷹市は、東日本大震災の被災地において避難所外避難者が多く発生したことから、避難所外避難者に特化した支援策が必要と考えたこと、また、災害が発生した場合には自宅など避難所以外の場所で生活する避難所外避難者が多く発生することを想定し、避難所外避難者に対する支援拠点を避難所とは別に「災害時在宅生活支援施設」として、地区公会堂や公園、広場等の市内 11 か所を指定し、発災時に訪れた被災者全てに食料、物資を提供することとしている (図表)。

三鷹市は、平常時の備えとして、「災害時在宅生活支援施設」の開設・運営訓練を定期的に実施することとしており、平成 30 年度は 4 か所において、炊き出しや市が備蓄する食料 (賞味期限切れに近いアルファ米) を実際に住民に提供するなどの訓練を実施している。

**図表 災害時在宅生活支援施設の概要**

区 分	内 容
主な機能	平常時：資器材の備蓄 災害時：地域への情報提供、炊き出し、支援物資等の受入れ・配布拠点、仮設トイレの提供
施設の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等の防災拠点から比較的離れた地域</li> <li>・災害時に町会・自治会等の共助の取組に意欲的な地域</li> <li>・災害時に町会・自治会等の共助の取組を始めるきっかけがない地域</li> <li>・町会で倉庫を設けているか、防災資器材を持っているか 等</li> </ul>
施設の開設・運営者	自主防災組織や町会・自治会等の地域住民
支援対象者	災害時在宅生活支援施設を訪れた全ての人 (市外在住地、旅行者、帰宅困難者等を含む。本人確認・登録は不要)
開設基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で災害が発生した場合</li> <li>・市が開設を要請する場合</li> <li>・施設の運営者など地域住民が開設の必要があると判断した場合 等</li> </ul>
開設期間	災害発生からおおむね 2～3 日経過後に開設し、ライフラインが復旧した段階 (災害発生からおおむね 1 週間後) での閉鎖を想定

(注) 当省の調査結果による。

事例 2-(4)-⑤ 避難所外避難者への支援のために具体的な取組を行っている例

(避難所外避難者に対する支援拠点の整備 (ii))

機関名	東京都杉並区
<p><b>【取組の内容】</b></p>	
<p><b>1 震災救援所</b></p>	
<p>杉並区は、大規模災害時には、避難者に対して避難所が不足する可能性があるとして予測していることから、自宅が無事で火災等の危険がない場合は、原則として在宅避難を推奨している。これに伴い、<u>地域防災計画に避難所外避難者を把握・支援する拠点として「震災救援所」の設置を規定している。</u></p>	
<p>この震災救援所は、避難所に避難所外避難者への支援機能を追加した拠点であり、区内 65 か所の区立小・中学校に設置される。杉並区は、<u>避難所に避難している者だけではなく、避難所外避難者に対しても物資や情報を提供することとしている。</u>災害時には、震災救援所に備え付けられる避難者登録カードに、自宅で生活を続け、食糧の提供などを必要とする旨を記載して提出することで物資等の提供を受けることができる。</p>	
<p><b>2 安否情報の共有（災害情報システム）</b></p>	
<p>杉並区は、震災救援所で把握した被害状況や被災者に関する情報を各震災救援所と区役所本庁で共有するため<u>各震災救援所と区役所本庁をつなぐネットワークであるGIS（地理情報システム）を活用した「災害情報システム」を平成 28 年から導入している。</u></p>	
<p>杉並区では、この災害情報システムに震災救援所への避難者及び避難者登録カードを提出済みの在宅避難者の情報を入力することにより、安否情報の共有を可能としている（図表）。</p>	
<p>また、<u>震災救援所へ避難していない災害時要配慮者（注）</u>については、初動対応終了後に<u>直近の災害時要配慮者情報をGISに取り込み</u>、電話又は戸別訪問することにより安否確認した上で、各震災救援所及び区役所本庁と情報共有し、近所の人や一般のボランティアと協力し、<u>物資・情報提供を行うこととしている。</u></p>	
<p>（注）杉並区は、障害者や高齢者等の災害時要援護者のうち、災害時の支援を希望する者を災害時要配慮者として登録しており、この登録者を地域のたすけあいネットワーク登録者台帳として名簿化している。</p>	
<p><b>図表 災害時要配慮者の安否確認及び情報共有</b></p>	
<p>① 災害発生後、直近の災害時要配慮者情報をGISに取り込み、災害時要配慮者の居住地が記された地図及び一覧表を作成</p> <p>② 震災救援所の担当職員や民生委員等が、当該地図及び一覧表により安否確認を行い、安否情報を当該システムに入力</p> <p>安否確認は、i) 避難者登録カード及び避難者名簿と地域のたすけあいネットワーク登録者台帳を照合、ii) i) で安否が確認できなかった登録者に対して架電、iii) i) 及びii) で安否が確認できなかった登録者の自宅を戸別訪問することにより実施</p> <p>③ 当該システムにより、安否情報は各震災救援所及び区役所本庁と情報共有され、災害時要配慮者の安否を漏れなく確認することが可能</p>	
<p>（注）震災救援所における災害情報システム運用マニュアルを基に、当省が作成した。</p>	

事例 2-(5)-① 災害時における保健師の活動体制の整備等を行っている例  
 (過去の災害を踏まえ業務継続計画を改定)

	機関名	北海道釧路市
--	-----	--------

【取組の内容】

1 経緯

釧路市では、保健師が 4 部 7 課に分散配置されており、各保健師は、災害時には、災害対策本部に置かれた各部課で構成される各班の役割に従って、住民の安全を確保することとなっている（図表 1）。

図表 1 保健師が所属する部課の災害時の体制

平常時	災害時
こども保健部（健康推進課・国民健康保険課・児童発達支援センター）	こども保健班
福祉部（介護高齢課・障がい福祉課）	福祉班
阿寒町行政センター（保健福祉課）	阿寒町行政センター避難援護班
音別町行政センター（保健福祉課）	音別町行政センター避難援護班

(注) 当省の調査結果による。

これまで、災害時に多数の避難所の開設が想定される釧路地区においては、こども保健班に所属する健康推進課の保健師が、避難所を巡回し避難者の健康管理を担うこととなっていたが、災害の程度によっては、保健師不足となる懸念があり、課題となっていた。

実際に、東日本大震災時には、釧路地区内に開設した避難所が 46 か所と多数に及び、避難所の巡回を行う保健師が不足したため、急きよ、福祉班の保健師の応援を要請したものの、現場が混乱する中で、あらかじめ取り決めていなかった班を超える職員の派遣について、了承を得ることに時間を要した。

このため、釧路市は、平成 28 年に、市内保健師で構成する連携会議において、災害時の保健活動の連携強化・協力体制について検討し、以下のような結果を取りまとめた（図表 2）。

図表 2 災害時の保健活動の連携強化・協力体制についての関係各課による検討結果

- ◆ 所属する班（各課）の役割が優先されると思われるが、釧路市は地域が広大であることから、災害の種類、範囲、程度によっては各班、各課が置かれる状況に差が出るのが予想されるため、健康推進課に限らず、臨機応変により大変な部署へ協力できる体制を可能とする必要があるのではないか。
- ◆ 各課が横断的に協力できる体制を構築するためには市内の部長（災害対策本部における班長級）及び総務部防災危機管理課の了承が必要
- ◆ 円滑に協力し合うためには、業務継続計画などに明記する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。



釧路市は、上記検討結果を受けて、庁内全体で協議を行った結果、平成 29 年 6 月に、業務継続計画における各課の業務内容を以下のとおり改定し、庁内横断的な保健師巡回チームの編成を可能とした（図表 3）。

図表 3 保健師巡回チームに関する業務継続計画の改定内容

区分	こども保健班(健康推進課)	こども保健班(国民健康保険課) 各行政センター避難援護班	福祉班(介護高齢課)
改定前	巡回保健チームによる健康相談、保健指導	—	—
改定後	<u>他課との連携による巡回保健チームでの健康相談、保健指導</u>	<u>他課との連携による巡回保健チームでの健康相談、保健指導</u>	<u>他課との連携による巡回保健チームへの参加協力</u>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 下線は当省が付した。

## 2 近年に起こった災害における対応

北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）によるブラックアウト（全域停電）発生時、釧路市は、市内 9 か所に避難所を設置し、停電下の生活に不安がある者、鉄道の運休等で行き場を失った者など、最大 489 名を収容した。その際、改定後の業務継続計画に基づき、庁内横断的な保健師による巡回チームを編成し、避難所の巡回を行っている。

事例 2-(5)-② 災害時における保健師の活動体制の整備等を行っている例

(過去の災害を踏まえ保健師の役割等を含めたマニュアルを策定)

機関名	宮城県栗原市	
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p>栗原市は、平成20年岩手・宮城内陸地震による被害を受けた際、保健活動従事者による災害対応について、特に保健師には健康管理や支援以外にも様々な避難者の要望等を速やかに判断し、対応することが求められていた中、<u>具体的な活動マニュアルを策定していなかったため、保健師の適切な配置や役割分担ができなかった</u>としている。同市は、その結果、i) 保健活動における組織体制の構築や医療救護活動に係る医師会等との連携、ii) 避難所運営と保健活動の連携、iii) 災害対策本部の指示の下関係部署や関係機関との調整に課題が生じたとしている。</p> <p>栗原市は、上記等の経験を踏まえ、<u>避難所の受付や名簿作成、マスコミ対応等の事務、広報などは保健師が所属しない部局が担うように役割分担を決定</u>。その後発生した東日本大震災の際には、保健師が健康管理業務に専念できる配置や役割分担で災害対応に当たることができたとしている。</p> <p>なお、その後、上記の内容を反映し、「災害発生時における職員行動マニュアル」を改定している(図表)。</p>		
<p><b>図表 「災害発生時における職員行動マニュアル」における保健師が所属する健康推進課の業務内容</b>  <b>&lt;抜粋&gt;</b></p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 1028 1382 1433"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医療救護及び薬品資材の確保に関すること</li> <li>② 医療機関の被害調査に関すること</li> <li>③ 医療局との連絡調整に関すること</li> <li>④ 被災者の感染症予防等健康保持に関すること</li> <li>⑤ 市医師会が設置する医療救護対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>⑥ 医療救護所の設置及び運営に関すること</li> <li>⑦ 保健と栄養対策に関すること</li> <li>⑧ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>⑨ 災害時における要配慮者世帯に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </table>		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 医療救護及び薬品資材の確保に関すること</li> <li>② 医療機関の被害調査に関すること</li> <li>③ 医療局との連絡調整に関すること</li> <li>④ 被災者の感染症予防等健康保持に関すること</li> <li>⑤ 市医師会が設置する医療救護対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>⑥ 医療救護所の設置及び運営に関すること</li> <li>⑦ 保健と栄養対策に関すること</li> <li>⑧ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>⑨ 災害時における要配慮者世帯に関すること。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 医療救護及び薬品資材の確保に関すること</li> <li>② 医療機関の被害調査に関すること</li> <li>③ 医療局との連絡調整に関すること</li> <li>④ 被災者の感染症予防等健康保持に関すること</li> <li>⑤ 市医師会が設置する医療救護対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>⑥ 医療救護所の設置及び運営に関すること</li> <li>⑦ 保健と栄養対策に関すること</li> <li>⑧ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>⑨ 災害時における要配慮者世帯に関すること。</li> </ol>		

事例 2-(5)-③ 避難所外避難者の把握・支援に関し、地域内の福祉関係機関等と連携している例  
(福祉サービス事業者と協定を締結)

機関名	神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市
-----	------------------------

【取組の内容】

○ 横浜市

横浜市は、福祉サービス事業者である社会福祉法人横浜市福祉サービス協会と「大規模な災害時の協力協定」(平成 18 年 1 月)を締結している。この協定は、災害時に、同市からの要請に基づき、同協会が安否情報の収集等の協力活動を行うものとなっている(図表 1)。

なお、具体的な安否情報収集活動の実施方法や専門ボランティアの派遣方法等は、発災後、市と協会が協議の上、対応することとされている。

図表 1 災害時における協力活動の内容

区分	内容
安否情報収集活動	在宅福祉サービス利用者の安否等について、災害発生時から原則として 48 時間以内に調査を実施し、横浜市に対し情報提供を行う(平成 30 年度サービス利用者：約 1 万 4,000 人)。
専門ボランティアの派遣	ホームヘルパー等の資格を有する職員のうち、災害ボランティア活動に協力を申し出た職員を、地域防災計画に定める地域防災拠点や福祉避難所に、専門ボランティアとして派遣する。
福祉避難所の開設	協会が運営する施設において、小学校等の避難先で生活できない災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を開設する。

(注) 1 横浜市の資料を基に、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

○ 名古屋市

名古屋市は、各介護サービス事業者団体等と「災害時安否確認の情報提供に関する協定」(平成 18 年 6 月)を締結している(図表 2)。同市内で、震度 5 強以上の地震が発生又は避難勧告が発令された場合に、協定を締結した介護サービス事業者団体等に所属する各事業者が、市からの要請の有無にかかわらず、同市内のサービス利用者に関する安否情報等を可能な限り確認し、同市に報告する。

図表 2 名古屋市における「災害時安否確認の情報提供に関する協定」の締結状況

締結先協力団体等	所属会員等数(時点)
名古屋市介護サービス事業者連絡研究会	316 会員(平成 31 年 1 月)
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会	84 施設(平成 30 年 3 月)
名古屋市生活支援事業所連絡会	19 団体(平成 30 年度)
作業所型地域活動支援事業所	26 か所(295 人)(平成 30 年 3 月)
精神障害者地域活動支援事業所	14 か所(501 人)(平成 30 年 3 月)
重症心身障害児小規模通所援護事業所	1 か所(6 人)(平成 30 年 3 月)

(注) 当省の調査結果による。

## ○ 豊橋市

豊橋市は、居宅介護支援事業者等の団体である豊橋市介護保険関係事業者等連絡会との間で、「災害時安否確認情報の提供に関する協定」（平成26年5月）を締結している。同会に加入する居宅介護支援事業者等は、協定書に基づき、大規模地震災害発生時、当該事業者等が管理しているサービス利用者の情報を利用し、サービス利用者宅を訪問して本人の心身の状況、同居家族の安否、住居の状況を可能な限り確認し、できるだけ速やかに、「安否確認結果報告書」を作成して市に報告することとされている。

避難所に避難せず自宅生活を続ける在宅要介護高齢者は、当該高齢者を安否確認した居宅介護支援事業者等が、健康状況や被災状況を記載する「共通アセスメント表」を作成し、最寄りの避難所に提出することにより、救援物資の配布対象者となる「在宅避難者」として登録される。

### （豊橋市の意見）


豊橋市は、豊橋市介護保険関係事業者等連絡会と締結した協定に基づく上記取組により、以下の効果が期待されるとしている。

- ・ 複数の介護サービスを利用している要介護高齢者が多いため、各事業者が安否確認と安否確認情報の提供を行うことにより、複数の目による支援が期待できる。
- ・ 同会との協定締結により、会員である各事業者において、平時から、防災意識の向上や防災に関する取組が行われることが期待できる。

事例 2-(5)-④ 避難所外避難者の把握・支援に関し、地域内の福祉関係機関等と連携している例  
 (条例により福祉サービス事業者の災害時の対応を規定)

機関名	和歌山県田辺市
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p>田辺市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づき、市町村が条例において定めることとなっている<u>指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準等</u>（田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（平成 25 年条例第 35 号）、田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例（平成 27 年条例第 22 号）及び田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 11 号））において、災害等発生時に、<u>当該事業者の介護サービスを受けている要配慮者の安否確認を行い</u>、同市が行う利用者等への支援に協力することを規定している（図表）。</p> <p>田辺市は、これらの規定による具体的な取組として、災害等発生時は、各指定事業者に、日頃から整備している利用者リストに基づき、利用者の安否確認及び心身の状況等を把握させ、水害等の場合や和歌山県から報告依頼があった場合には、「被害状況報告書」を同市に提出させることとしている。また、同市は、各指定事業者から、「被害状況報告書」の提出や支援等の相談・要請があった場合に「災害関連連絡票」を作成し、支援等についての対応状況及び進捗状況の管理等を行うこととしている。</p>	
<p><b>図表 各条例における規定内容&lt;抜粋&gt;</b></p>	
<p>田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例</p> <p>第 5 条 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、災害等が発生した場合は、可能な範囲において、利用者の安否の確認及び心身の状況等の把握に努め、その内容を市に報告するとともに、保険者が行う利用者等への支援に協力しなければならない。</u></p>	
<p>田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例</p> <p>第 4 条 基準省令第 1 条の 2 第 3 項に規定する<u>指定介護予防支援事業者は、災害等が発生した場合は、可能な範囲において、利用者の安否の確認及び心身の状況等の把握に努め、その内容を市に報告するとともに、市が行う利用者等への支援に協力しなければならない。</u></p>	
<p>田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例</p> <p>第 4 条 基準省令第 1 条の 2 第 3 項に規定する<u>指定居宅介護支援事業者は、災害等が発生した場合は、可能な範囲において、利用者の安否の確認及び心身の状況等の把握に努め、その内容を市に報告するとともに、市が行う利用者等への支援に協力しなければならない。</u></p>	
<p>(注) 下線は当省が付した。</p>	

事例 2-(5)-⑤ 災害時要配慮者の支援等について福祉専門職と連携している例

機関名	兵庫県
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p><b>1 実施経緯</b></p> <p>兵庫県では、高齢者や障害者等の避難時に特別な支援を要する避難行動要支援者に対する取組として、当初、自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者の個別支援計画（注）の作成を進めていたものの、これらの者が必ずしも福祉に精通していないことに加え、近隣関係の希薄化に伴う障害者や認知症高齢者との接点の減少等により、実効性のある個別支援計画の作成が進まなかった。また、防災と福祉の連携が乏しく、平時の介護保険・障害福祉サービスと災害時の避難支援が分断されており、有効な施策を展開できていなかった。このような状況において、同県は、<u>個別支援計画の作成を進めるためには、平時から高齢者や障害者と接点があり、心身の状況や生活実態を熟知する担当のケアマネジャーや相談支援専門員の協力を得ることが有効と判断し、ケアマネジャーや相談支援専門員が個別支援計画を作成する「防災と福祉の連携促進モデル事業」を開始した。</u></p> <p>（注） 地域の特性や実情を踏まえつつ、市町村、民生委員等が中心となって、避難行動要支援者の避難経路や具体的な避難方法等について策定するもの</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>本事業は、避難行動要支援者に対する支援体制を構築するため、<u>ケアマネジャーや相談支援専門員が、平時のサービス（介護保険、障害福祉サービス）等利用計画を作成する際に、地域（自主防災組織や自治会等）とともに、個別支援計画を作成するものである。</u>具体的には、災害や障害者に対する理解を深める研修を行い、個別支援計画を作成、その後、防災訓練にて個別支援計画の実効性を検証し、改善を行う流れとなっている。平成 30 年度は、モデル事業として 2 市町で行ったとしている。</p> <p>なお、個別支援計画を作成したケアマネジャーや相談支援専門員には、県が市町を通じて報酬を支給する（1 件につき 7,000 円。モデル事業のため市町負担なし。）仕組みとなっている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	

図表 防災と福祉の連携促進モデル事業の概要

予算	平成 30 年度 452 万 4,523 円
事業の概要	<p>① ケアマネジャーや相談支援専門員等を対象とする防災対応力向上研修（県が実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎課程・・・DVD の視聴。「災害と災害リスクについて」「防災の仕組みについて（災害法制）」の講義</li> <li>・応用課程・・・DVD の視聴。「災害時の他職種間連携の実際」の講義。重度障害者を招き、アセスメント及び個別支援計画作成の演習</li> </ul> <p>② 地域住民（自主防災組織等）を対象とする福祉理解研修（市町が実施）</p> <p>避難支援の重要性や障害特性等に関する講義及び障害体験（視覚障害者、聴覚障害者、言語障害者）</p> <p>③ 個別支援計画の作成</p> <p>障害者とその家族、担当の相談支援専門員、自主防災組織、社会福祉協議会、行政機関等の関係者が集まり、調整会議（ケース会議）を開催。相談支援専門員が障害者に対し、当事者力（災害時に活用できる避難行動要支援者自身の防災力）及び地域力（避難支援資機材のストックや昼間若年人口の状況等）をアセスメントし、障害特性や避難時の留意点等に注意の上、エコマップ（避難行動要支援者や家族、社会資源等の関係性を図にしたもの）を作成。作成したエコマップを基に、兵庫県所定の様式に落とし込み、個別支援計画を作成</p> <p>避難後については、<u>「避難先での留意事項」として、避難環境における配慮すべき事項や被支援者をよく知る人物の名前等を記載</u></p> <p>④ 個別支援計画を検証するための防災訓練</p> <p>個別支援計画に沿って各自宅から一時避難場所に集合した後、小学校等の避難所に移動。その後、訓練を振り返り、成果と課題について議論</p>

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 下線は当省が付した。

### 3 実施状況

平成 30 年度に実施した 1 町では、10 代から 40 代の合計 3 名の個別支援計画を作成。残りの 1 市については、令和元年度において引き続き作成中となっている。

兵庫県は、令和元年度から、本事業を県内 36 市町で展開しており、本事業を推進するため、福祉専門職への個別支援計画の作成に係る報酬に加え、自主防災組織への訓練実施等に係る助成金を加算する取組等を行っている。

事例 4-(2)-① 被災者台帳作成に向けた県による支援及び市町村による活用の例

機関名	岩手県
<p><b>【取組の内容】</b></p>	
<p><b>1 被災者台帳システムの導入経緯</b></p>	
<p>岩手県は、東日本大震災発災後の平成 23 年 4 月に、京都大学及び新潟大学を中心とした被災地支援プロジェクトチームの提案を受け、<u>被災により行政機能が低下した市町村に代わって「被災者台帳システム」</u>（以下「システム」という。）を導入することとし、24 年 4 月から 7 市町村（宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、奥州市、大槌町及び野田村）において運用を開始した。</p>	
<p>東日本大震災から 3 年が経過し、被災地支援プロジェクトチームの運用支援が終了することになった段階においても、県内市町村では多くの被災者が仮住まいを余儀なくされていたことから、<u>広域的な避難にも対応した全県的な基盤整備を進めるため、交付された罹災証明書</u>の情報を基に、<u>被災者生活再建支援金などの生活再建支援サービスの実施状況を付加した被災者台帳を作成できるようなシステムを機能拡充した</u>。その後、市町村との調整を経て、平成 27 年 9 月末に整備を完了した（東日本大震災の被害が少なかったとして不参加の田野畑村を除く 32 市町村が参加）。</p>	
<p><b>2 市町村への導入支援の取組</b></p>	
<p>岩手県は、<u>全県的にこのシステムを活用し、生活再建支援を標準的に進めるための共通の指針として、「被災者生活再建のための被災者台帳システム活用に関するガイドライン」</u>（平成 28 年 3 月 岩手県被災者台帳システム運用協議会。以下「ガイドライン」という。）を策定している。</p>	
<p>ガイドラインは、市町村がシステムを活用し、被災者支援を的確かつ効率的に行うにとどまらず、将来の災害への備えに取り組むことが可能となるよう、</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者生活再建支援に関する業務の全体像</li> <li>② 災害に係る住家の被害認定調査及び罹災証明書交付事務に係る対応の整理</li> <li>③ ①②を踏まえた被災者台帳の項目等の整理</li> <li>④ 市町村界を越えて避難した広域避難者の情報共有を図るための広域避難者台帳の整理を盛り込んだものとなっている。</li> </ul>	
<p><b>3 市町村の活用状況</b></p>	
<p><u>平成 28 年台風第 10 号により被災した際、岩泉町は、システムを活用して罹災証明書が発行された全 820 世帯の個人情報、支援制度の利用状況を集約した「生活再建支援シート」を作成し、このシートを基に、被災者の見守り・相談支援事業を展開することで支援の抜け・漏れ等を防止している。</u></p>	
<p><b>（岩手県の意見）</b></p>	
<p>各種生活再建支援の対象となる者の支援ニーズを特定し、未申請・未受給などの抜け・漏れを防ぐためには、このような被災者台帳システムなど何らかのデータベースの構築が必要である。</p>	
<p>また、システムを活用した市町村間の情報共有の推進が必要である。</p>	



事例 4-(2)-② 個人情報保護審議会に諮問することにより民間支援団体等と被災者の個人情報を含む支援情報を共有するとともに、将来の災害においても情報共有できるよう基準等を設定している例

機関名	岩手県
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p><b>1 背景</b></p> <p>市町村が、賃貸型応急住宅入居者を対象に被災者支援業務を実施する場合、都道府県が保有する賃貸型応急住宅の入居者の個人情報を市町村に提供するためには、個人情報保護条例に基づき本人の同意を得る必要がある。</p> <p><b>2 岩手県個人情報保護審議会への諮問</b></p> <p>岩手県では、本人同意の取得により、市町村への賃貸型応急住宅の入居者の個人情報の提供を進めていたが、一部入居者から同意が得られない事案が発生した。</p> <p>このため、岩手県は、平成24年3月に、岩手県個人情報保護審議会に諮問し、<u>被災者に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的とする国、他の地方公共団体、社会福祉協議会及び基準を満たす民間支援団体への被災者の個人情報の提供について、公益上の必要その他相当の理由があるとの答申を得て、市町村への情報提供を行えるようにした。</u></p> <p><u>この諮問は、将来にわたって各種災害の発生時に、関係機関が連携・協力した支援を速やかに行うことができるようにするためのもの</u>であり、災害の対象を東日本大震災の被災者に限定していない。</p> <p>なお、岩手県は、被災者が被災時に居住していた市町村に対しては、情報提供の依頼を受けなくとも、賃貸型応急住宅入居者の個人情報を提供している。</p> <p><b>(岩手県の意見)</b></p> <p>東日本大震災規模相当の災害が発生した場合、県だけで被災者に対する各種支援を実施することは困難であり、市町村や社会福祉協議会を始めとする民間支援団体と連携・協力しながら被災者を支援することが必要と思われる。東日本大震災の教訓から、将来にわたって、各種災害の発生時に、個人情報を被災者支援のために利用・提供するための一定の基準が必要と考えられる。</p>	

事例 4-(2)-③ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例  
(被災者本人の同意を取得)

機関名	岩手県大船渡市
-----	---------

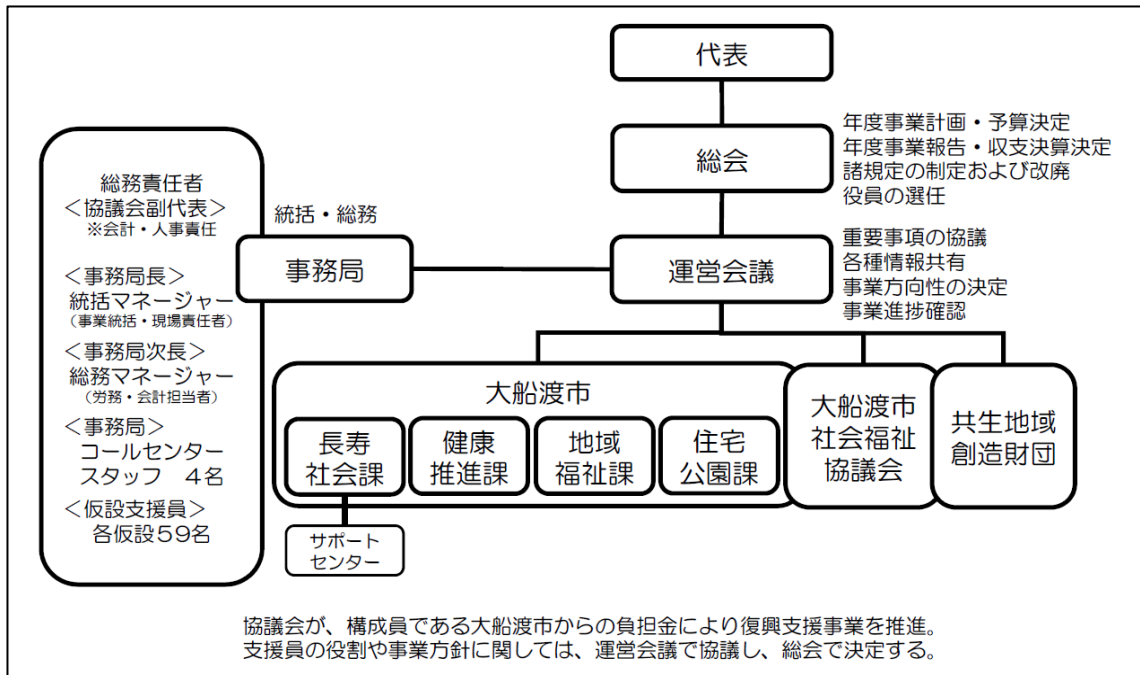
【取組の内容】

1 背景

岩手県大船渡市は、市内の応急仮設住宅の撤去及び集約に当たり、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅入居者の中でも生活困窮等の課題を抱え、恒久的な住まいの確保のめどが立たない者がいたことから、応急仮設住宅入居者の個々の問題解決を行うため、大船渡市、岩手県被災者見守り・相談支援事業を実施する大船渡市社会福祉協議会（以下「大船渡市社協」という。）及び在宅被災者の伴走型支援を実施する公益財団法人共生地域創造財団（以下「共生地域創造財団」という。）で構成される「大船渡市応急仮設住宅支援協議会」（以下「協議会」という。）を平成27年3月に設立した（図表）。

また、大船渡市は、上記の構成員の間では、被災者支援の情報が共有することができないなどの状況がみられていたことから、協議会では、これらの被災者支援事業を実施する構成員相互の情報共有体制を構築することも目的の一つとしている。

図表 協議会の概要



(注) 当省の調査結果による。

2 被災者支援の取組状況

協議会は、大船渡市が実施した「今後の住まいに関する意向調査」により把握した、市内の建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅に入居する住宅再建の意向が未定の世帯、生活困窮などの理由により恒久的な住まいの確保に向けて課題がみられる世帯を主な支援対象としている。

また、協議会では、支援対象者の健康や就業などの状況を考慮しながら、毎月 1 回のケース検討会により、支援対象者ごとの構成員の役割分担及び支援方針を決定し、アウトリーチにより支援している。

### 3 構成員間における情報共有の取組状況

#### (1) 個人情報の共有に係る同意の取得

大船渡市は、本人同意がない状態では個人名を特定した詳細な支援情報の共有ができなかったため、協議会設立後、平成 28 年度の住宅再建意向調査において、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の入居者に対し、住宅再建支援活動に必要な場合に限り調査の回答内容を協議会内で情報共有することについて、記入者が署名することにより同意を取得している。

さらに、建設型応急住宅入居者については、翌年度以降の応急仮設住宅供与期間の延長に関する届出書及び応急仮設住宅使用貸借契約更新申請書において、「本届出書に記載された情報を協議会内において共有することに同意します」等と記載し、届出者本人が署名することで同意を取得する仕組みとしている。

#### (2) ケース検討会等における支援情報の共有


協議会では、支援対象者から個人情報の提供に係る同意を得たことにより、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅から災害公営住宅等の恒久的な住まいへの転居を望む世帯や生活課題を抱える世帯について、各世帯の抱える課題の内容、ケース検討会で決定した構成員の役割分担、毎月の支援実績と、その都度決定した対応方針などを構成員が閲覧できるデータベースに入力することにより、共有している。

なお、大船渡市は、協議会の主たる支援対象ではないが、在宅被災者への支援についても、協議会の設置により共生地域創造財団と大船渡市社協の情報共有体制が構築できたことから、支援情報を共有するようになったとしている。

#### (大船渡市の意見)

支援対象者の中には、複数の機関が対応することによって上手く支援ができるケース（例えば、市の担当者が訪問しても全く話を聞かせてくれないが、大船渡市社協や共生地域創造財団が訪問すると心を開いて困りごとを話してくれるなど）があることから、協議会で支援情報を共有し役割分担することにより応急仮設住宅入居者への支援が円滑に行われるようになった。

事例 4-(2)-④ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例  
(条例の解釈で対応)

機関名	岩手県大槌町
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p><b>1 背景</b></p> <p>東日本大震災発災後、大槌町の保健師（保健福祉課及び地域包括支援センター）は、他の地方公共団体等からの派遣チームや全国保健師教育機関協議会の保健師等からの応援も受けながら、町民の居所情報、健康状況、支援が必要な事項などの聞き取り訪問調査を実施していた。</p> <p>一方、大槌町社会福祉協議会（以下「大槌町社協」という。）は、他の社会福祉協議会等からの応援を受けて在宅被災者へのボランティアニーズの調査（平成 23 年 5 月～7 月）を行うとともに、23 年 8 月以降は、岩手県社会福祉協議会からの委託を受けて、生活支援相談員が町内全戸を訪問し、被災者への生活再建支援を実施していた。</p> <p>このように、<u>大槌町及び大槌町社協がそれぞれ被災者を訪問し、生活再建支援を実施していたため、平成 23 年 6 月から 7 月頃には、住民から「同じ日に町と社協がばらばらにやってきて、同じような話を聞かれる」などの疲弊の声が聞かれるようになった。</u></p> <p>さらに、平成 23 年 8 月には大槌町社協に生活支援相談員が配置され、支援者が増えたこともあり、<u>大槌町及び大槌町社協は、同月から、行政主導によるケース共有会議を開催し、応急仮設住宅及び在宅被災者に対する生活再建支援を連携して実施することとした。</u></p> <p><b>2 被災者支援の取組状況</b></p> <p>ケース共有会議は、町内 5 地区において毎月開催される。同会議では、大槌町及び大槌町社協がそれぞれの生活再建支援の実施内容や個別の支援方針等について報告し、情報共有している（平成 26 年度から、会議名称を「小地域ケア会議」に変更）。</p> <p>小地域ケア会議では、応急仮設住宅入居者、災害公営住宅入居者及び在宅被災者について、大槌町及び大槌町社協の生活再建支援を受けている者のうち、特に継続的な支援が必要とみられる者を支援対象者としている。</p> <p>また、小地域ケア会議には、ケースに応じて民間支援団体等も加わり、生活再建支援方針に関する話し合いを行っている（図表 1）。その中で、住まい再建に係る課題がみられる場合には、大槌町の担当室（コミュニティ総合支援室）や、「大槌町被災者再建支援事業」により応急仮設住宅入居者に対して住まい再建の支援を行っている公益財団法人共生地域創造財団も参加し、支援方針を決定するなど連携して生活再建を支援している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	

図表 1 小地域ケア会議の参加機関、参加頻度

参加機関	参加頻度
大槌町（地域包括支援センター及び保健福祉課健康推進班） 大槌町社協（生活支援相談員、仮設住宅支援員事務局）	毎回
大槌町（コミュニティ総合支援室） 公益財団法人共生地域創造財団 岩手県こころのケアセンター 仮設支援員 民生委員 その他（支援に関わる団体等）	ケースに応じて参加

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 大槌町社協は、平成 29 年度から、大槌町応急仮設住宅支援員事業を受託し、大槌町内の建設型応急住宅団地に仮設住宅支援員を配置して入居者の見守り支援活動等を実施しており、仮設住宅支援員事務局としても小地域ケア会議に参画している。

### 3 関係者間の情報共有に係る取組

大槌町は、大槌町社協と被災者の個人情報とを共有するに当たって、大槌町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 6 号）第 6 条第 2 項第 6 号（図表 2）により、「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる」事案と整理し、小地域ケア会議において、支援対象者の個人情報、支援状況及び支援方針を入力したデータベース（エクセル様式）により共有している。

図表 2 大槌町個人情報保護条例（平成 17 年 6 月条例第 6 号）＜抜粋＞

（個人情報の利用及び提供に関する制限）

第 6 条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(6) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 略

(注) 下線は当省が付した。

事例 4-(2)-⑤ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例  
(個人情報保護に関する審議会に諮問)

機関名	岩手県釜石市
-----	--------

【取組の内容】

1 背景

被災者の生活支援を実施する釜石市生活応援センター（注）と釜石市社会福祉協議会（以下「釜石市社協」という。）は、いずれかが被災者と関係を構築できればよいと考え、平成23年8月の応急仮設住宅の入居開始時点から、それぞれが同じ世帯を訪問していたが、被災者から同じ内容の訪問が重なることもあり、繰り返し同じことを説明しなければならず面倒である等の苦情が生じることもあった。

また、釜石市では、平成24年3月から、建設型応急住宅入居者の生活支援を目的として、特定非営利活動法人@リアスNPOサポートセンターに「仮設住宅支援連絡員事業」を委託することとなったため、上記の釜石市生活応援センター及び釜石市社協を合わせた三者がアウトリーチによる被災者支援を実施（図表1）することとなり、より情報共有が求められるようになった。

（注） 職員及び保健師が常駐し、保健・福祉（健康づくり・相談業務・地域包括支援センターのサブセンター機能）、生涯学習（公民館事業）及び行政窓口業務（住民票発行等）を一体的に実施する出張所

図表1 釜石市の被災者生活支援の実施体制

実施主体	実施体制	対象者
釜石市生活応援センター（8か所）	保健師 見守りスタッフ（平成23年7月～緊急雇用創出事業により雇用。28年4月～被災者支援総合交付金に移行）	建設型応急住宅入居者 賃貸型応急住宅入居者 在宅被災者
釜石市社協	生活支援相談員（平成23年8月～岩手県補助（岩手県被災者見守り・相談支援事業）を受けた岩手県社会福祉協議会から受託）	建設型応急住宅入居者 賃貸型応急住宅入居者 在宅被災者
特定非営利活動法人@リアスNPOサポートセンター	仮設住宅支援連絡員（平成24年3月～緊急雇用創出事業により釜石市から受託。平成28年4月～被災者支援総合交付金に移行）	建設型応急住宅入居者

（注） 当省の調査結果による。

2 エリアミーティングによる被災者生活支援の実施状況の共有

上記三者は、市内8か所の生活応援センター単位で、毎月、エリアミーティングを開催して、被災者の支援状況を釜石市、釜石市社協及び仮設住宅支援連絡員が個人情報を外部提供しない範囲内において相互に共有し、支援世帯の分担や困難ケースの検討を行い、保健師による支援や釜石市生活支援室による住まいの再建支援につなげるなど、連携した支援体制を構築した（図表2）。

図表 2 エリアミーティングの概要

区 分	内 容
主催	8 か所の釜石市生活応援センター
開催頻度	月 1 回
参加者	釜石市生活応援センター 釜石市地域包括支援センター 釜石市生活支援室 応急仮設住宅サポートセンター 生活支援相談員（釜石市社協） 仮設住宅支援連絡員（特定非営利活動法人@リアスNPOサポートセンター） （一財）岩手県建築住宅センター（公営住宅指定管理者）
開催内容	被災者支援の実施状況を相互に共有し、支援世帯のすみ分けや、困難ケースを検討し、保健師による支援、釜石市生活支援室による住まいの再建支援につなげる。

（注）当省の調査結果による。

### 3 個人情報を共有するための仕組みの構築（個人情報保護審査会への諮問）

仮設住宅入居者の退去に伴うコミュニティの縮小や災害公営住宅への入居が進む中で、見守りを始めとした被災者の生活支援、コミュニティ形成支援がより必要となることから、釜石市は、上記 2 のエリアミーティングによる情報共有に加えて、平成 27 年 5 月に、釜石市個人情報保護条例第 5 条第 1 項第 6 号（図表 3）に基づき、釜石市個人情報保護審査会に諮問し、公益上の必要その他相当の理由があるものとする答申を得て、災害公営住宅入居者名簿及び各地域の在宅被災者等の個人情報を「岩手県被災者見守り・相談支援事業」を実施する釜石市社協に提供できるようにした。

図表 3 釜石市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 22 号）＜抜粋＞

<p>第 5 条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であつて、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) <u>前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
--

（注）下線は当省が付した。

なお、釜石市個人情報保護審査会への諮問は、「岩手県被災者見守り・相談支援事業」の実施に当たって行ったものであるが、釜石市は、今後の災害時においても、釜石市地域防災計画により、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、釜石市社協に提供を図ることとしているため、必要に応じ、釜石市個人情報保護審査会に諮問し、釜石市社協に被災者の個人情報を提供するとしている（図表4）。

図表4 釜石市地域防災計画（釜石市防災会議）＜抜粋＞

第1章

第4節 災害時における個人情報の取扱い

- 1 市は、個人情報を市の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供にあたっては、釜石市個人情報保護条例（平成17年釜石市条例第22号）の定めるところにより、個人情報の適切な取り扱いを確保する。
- 2 市は、国、県、他の地方公共団体及び釜石市社会福祉協議会に対し、上記1に準じて、必要に応じ、個人情報の提供を図る。この場合において、市は、提供先に対し、提供に係る個人情報について使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講じるよう求める。
- 3 市は、災害時に個々人が置かれた場所で被災者個人の権利利益を侵害されないよう配慮する。

（注）下線は当省が付した。

（釜石市の意見）

釜石市、釜石市社協及び支援団体間で相互に情報を共有して被災者を支援する必要があるが、そのためには、被災者の情報を共有するためのエリアミーティングの開催、個人情報保護審査会への諮問等が必要と考えられる。



事例 4-(2)-⑥ 個人情報保護に関する条例等に基づき民間支援団体等との支援情報等を共有している例  
(委託業務の目的の範囲内)

機関名	岩手県岩泉町
<p><b>【取組の内容】</b></p> <p><b>1 背景</b></p> <p>岩泉町は、「被災者の個人情報是一切ない状況で、社会福祉協議会や民間支援団体が生活再建・住まいの再建支援業務を行政から受託し、実施することは困難」と考え、受託する岩泉町社会福祉協議会（以下「岩泉町社協」という。）及び民間支援団体に対して、当該事務の目的を達成する範囲内において被災者の個人情報を提供することとした。</p> <p><b>2 個人情報の提供の取組</b></p> <p>岩泉町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 4 号）第 9 条は、個人情報の目的外の提供は認めないが、岩泉町は、生活再建・住まいの再建支援業務の受託者に対する被災者の個人情報の提供については、当該事務の目的の範囲内に該当するとしている（図表 1）。これにより、同事業を受託する岩泉町社協及び民間支援団体に対して、被災者の個人情報を提供し、漏れのない被災者支援を実施している。</p> <p>ただし、<u>岩泉町個人情報保護条例第 12 条により、実施機関以外の者に委託するときは、契約において、個人情報の保護のために、当該委託を受けた者が講ずべき措置を明らかにしなければならないとされている</u>（図表 1）ことから、「平成 28 年台風第 10 号被災者の見守り・相談支援事業業務委託契約書」第 23 では、「<u>乙（受託者）は業務の実施に際して、知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしてはならない</u>」と規定している（図表 2）。</p> <p>なお、個人情報の提供に当たって、岩泉町は、岩手県が構築した岩手県被災者台帳システムを活用して、被災者の個人情報及び支援制度の利用状況が記載された「生活支援シート」を作成し、生活再建・住まいの再建支援業務を受託する岩泉町社協等に担当世帯分を提供している（事例 4-(2)-①参照）。</p>	
<p><b>図表 1 岩泉町個人情報保護条例（平成 18 年岩泉町条例第 4 号）＜抜粋＞</b></p>	
<p>第 9 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>	

- (6) 国等に対して当該国等の所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を提供する場合であって、当該保有個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めたとき。

第 12 条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託するとき、又は指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に個人情報取扱事務を行わせるときは、当該委託に係る契約又は当該指定管理者との間で締結する協定において、個人情報の保護のために当該委託を受けた者又は当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は個人情報取扱事務を行う指定管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務又は同項の指定管理者に係る個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(注) 下線は当省が付した。

## 図表 2 平成 28 年台風第 10 号被災者の見守り・相談支援事業業務委託契約書<抜粋>

第 23 乙は、委託業務の実施に際して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしてはならない。

### (岩泉町の意見)

外部委託に伴う個人情報の提供は目的外提供には当たらないと考えられる。被災者の個人情報を提供することなく、社会福祉協議会、民間支援団体が生活再建・住まいの再建支援業務を実施することは困難である。

### (岩泉町社協の意見)

被災者は町内に点在しており、岩泉町から被災者の個人情報の提供を受けることなく、生活再建・住まいの再建支援業務を実施することは困難である。